

◆ ◆ お申込みチェックシート ◆ ◆

以下の項目をお読みいただき、□にチェックの上、署名をお願いします。（★の項目は該当の方のみ記入してください。）

1	「令和9年度 保育所等入所案内」をお読みいただき、内容についてご理解、ご了承のうえ申請してください。	☐
2	入所（転所）後お子さんが保育所等に慣れるまで短時間保育（慣れ保育）があります。	☐
3	保育所等によって、開園時間、延長保育（時間・料金）等がことなりますので、希望保育所等の情報をよくご確認ください。	☐
4	お子さんに食物アレルギーがある場合、保育所によっては対応の可否について事前確認が必要です。入所案内《施設紹介編》P4～9『保育施設一覧』にて、希望保育所等のアレルギー対応状況をご参照の上確認してください。保育所では服薬は行いませんが、やむをえず保育中に与薬が必要な場合は、対応が可能か希望保育所等に必ず確認してください。	☐
5	申込みの内容に虚偽があった場合は、利用内定又は利用決定が取消しとなります。	☐
6	就労証明書は提出前に必ず保護者（ご本人）が内容を確認し、記入漏れ、記入誤り、訂正印漏れ等の不備があった場合は、事業主（会社）に訂正していただき再提出してください。書類内容に不備がある場合は、勤務先等に電話して確認することがあります。 【証明日について】 入所希望月の初日から3か月以内（4月入所希望の場合は、令和8年9月15日以降）に証明を受けたものが有効となります。ただし、追加書類として提出する場合は、反映を希望する月の初日から3か月以内に証明を受けたものが有効となります。なお、証明日のないものは無効です。	☐
7	利用調整は、各月の申請受付期間の締切日までに提出された書類によって行います。書類の不備、不足により締切日後に提出された書類は、次の利用調整から反映します。	☐
8	内定後、入所前までに健康診断と面談を受けられない場合や、健康診断の結果集団保育が困難と判断された場合には、内定が取消しとなります。お子さんの発達や健康面に不安がある場合は、必ずお子さんと一緒に希望保育所等を見学に行き、ご相談ください。	☐
9	育児休業（育児に伴う休業（自営業）を含む。）中に申請 した方は、入所・転所した月の翌月1日までに元の勤務先に、就労証明書の雇用条件で復職することが入所の条件となります。期日までに復職していなかった場合には内定取消し、退所となります。	☐
10	申込時点で妊娠中 （申込後の妊娠も含む。）の方が就労要件で保育所の入所申込みをする場合、入所月は就労（上の子の育児休業を取得している場合は、入所月の翌月1日までに復職）をする必要があります。入所日の時点で産前産後休業のため、就労・復職することができない場合は、入所決定期間は出産要件と同じく 出産予定月をはさんで前後各2か月 となります。	☐
11	祖父母が同居していて、保護者の市民税が非課税の場合は、祖父母の市民税額（所得割額）を合算した金額により無償化と副食費の免除を算定します。	☐
12	3歳以上のお子さんの副食費（給食食材料費）については、在籍する施設へ（こくぶんじ保育園（公設公営）は市で徴収します。）お支払いいただきます。※施設によって金額や支払い方法は異なります。	☐
13	申込み後及び入所後に家庭状況が変わった場合（勤務状況の変更、退職、転職、妊娠出産、引越、結婚、離婚など）には、速やかに変更事項に関わる届出をしてください。保育の必要性がなくなった場合には、退所となります。	☐
14	保育所等によって受入対象年齢が異なります。希望保育所等の受入対象年齢を必ずご確認ください。対象年齢に該当しない希望保育所等は、利用調整の対象外となります。	☐
15	★4月入所申込みをされる方 支給認定証は、申請を受けてから30日以内に発行することになっていますが、保育所等の4月入所申込みの場合、認定の審査に時間を要するため、支給認定証は結果通知発送時にまとめて送付する予定です。あらかじめご了承ください。	☐

裏面も必ずご記入ください

16	★2人以上のきょうだいを同時に申込みされる方へ きょうだい同時に申込みをされる場合は、きょうだい条件を必ずご選択していただきます。入所案内のP19を確認し、注意点をご理解のうえ、お申込みください。	☐
17	★保護者のうち、国分寺市に住民登録がない方 以下の欄へご記入ください。 氏名 _____ (続柄 _____) (転入予定あり ・ 転入予定なし) 氏名 _____ (続柄 _____) (転入予定あり ・ 転入予定なし) 現在の住民登録地 《 _____ 》	☐
18	★同一世帯の方が障害支援区分1～6に該当又は、要介護認定を受けている方 同一世帯内に、障害支援区分1～6に該当又は、要介護認定を受けた世帯員（申込児童及び申込児童のきょうだい並びに保護者を除く）がいる場合は加点対象となります。申込時に認定証や被保険者証の写しを提出してください。	☐
19	★保育士・幼稚園教諭の免許を有している方 保護者が、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設（内閣府又は都道府県知事に届け出ている施設に限る。）において保育に従事している又は従事することが決まっている場合は加点対象となります（転所を除く）。申込時に免許状の写しを提出してください。	☐
20	★自営業（保護者または親族が代表をしている勤務先で就労している）の方 代表者である保護者または親族の届出した 営業許可証、登記事項証明書、開業届等の写し等いずれか1点 を添付してください。	☐
21	★出生前申込みをされる方（4月入所一次選考のみ） 令和9年4月1日までに出生予定のお子さんであれば、4月入所一次選考の申込みができます。お子さんが令和9年2月3日までに生まれた場合は、2月12日までに保育幼稚園課へ『申込み児童に関する調査書』をご提出ください。提出がない場合や、2月4日以降に生まれた場合は、選考結果が無効となりますのでご了承ください（4月1日時点で生後57日に満たないため）。	☐
22	★求職（就労内定あり・開業予定含む）要件で申込みをされる方 利用決定期間は1か月です。入所月の翌月1日までに就労を開始し、就労開始後に就労証明書をご提出ください。提出がない場合には、退所となります。※就労内定の方は、申込み時に提出した就労証明書の条件で、入所月翌月1日までに就労を開始し、就労開始後に就労証明書をご提出ください。	☐
23	★出産要件で申込みをされる方 利用決定期間は出産予定月をはさんで前後2か月の計5か月です。期間の延長はできません。	☐
24	★転所の申込みをされる方 転所の内定が出た場合、現在入所されている保育所等には別のお子さんが内定するため、理由の如何を問わず現在入所されている保育所等に通り続けることはできません。転所の意思がなくなった場合には、各月の締切りに間に合うよう、速やかに転所希望取下げの申請を行ってください。また 転所後に施設で慣れ保育があります のでご注意ください。 ※転所とは、入所希望月において認可保育所（市内・市外問わず）の在籍枠が確保されている児童が別の認可保育所に転所するための申込みをいいます。（P18参照）	☐
25	★市外の保育所等を希望される方 該当する市区町村の担当課に、締切日や必要書類（住民税に関する書類等）を事前に確認してください。また転出予定での申込みの場合、入所希望月の前月末までに転出先の市区町村にて転入手続きと保育所等の入所申込み手続きを行う必要があります。	☐
26	★市外在住で国分寺市内の保育所等を希望される方 転入予定での申込みの場合、入所希望月の1日までに転入手続きと国分寺市民としての保育所等入所申込みの完了手続きを行う必要があります。完了手続きをしない場合、利用決定又は利用内定が取消しとなります。	☐

上記事項について確認・承諾しました。

令和 年 月 日 保護者署名 _____